

平成31年度

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための
支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）

公募要領

（共用送電線）

【継続事業公募】

【公募期間】

平成31年2月12日（火）～平成31年2月28日（木） 17:00（必着）

※本公募は平成31年度当初予算の成立および経済産業省の補助金の交付決定を前提としております。

平成31年2月
福島県

「福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）」（以下、「補助金」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱（20170120財資第12号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）、福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）実施要領（共用送電線）（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）公募要領（共用送電線）（以下「公募要領」という。）に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

※ 本公募は平成31年度当初予算の成立および経済産業省の補助金の交付決定を前提としており、予算成立状況および経済産業省の補助金の交付決定の状況により、県交付要綱、県実施要領、公募要領の内容に変更が生じる場合があります。

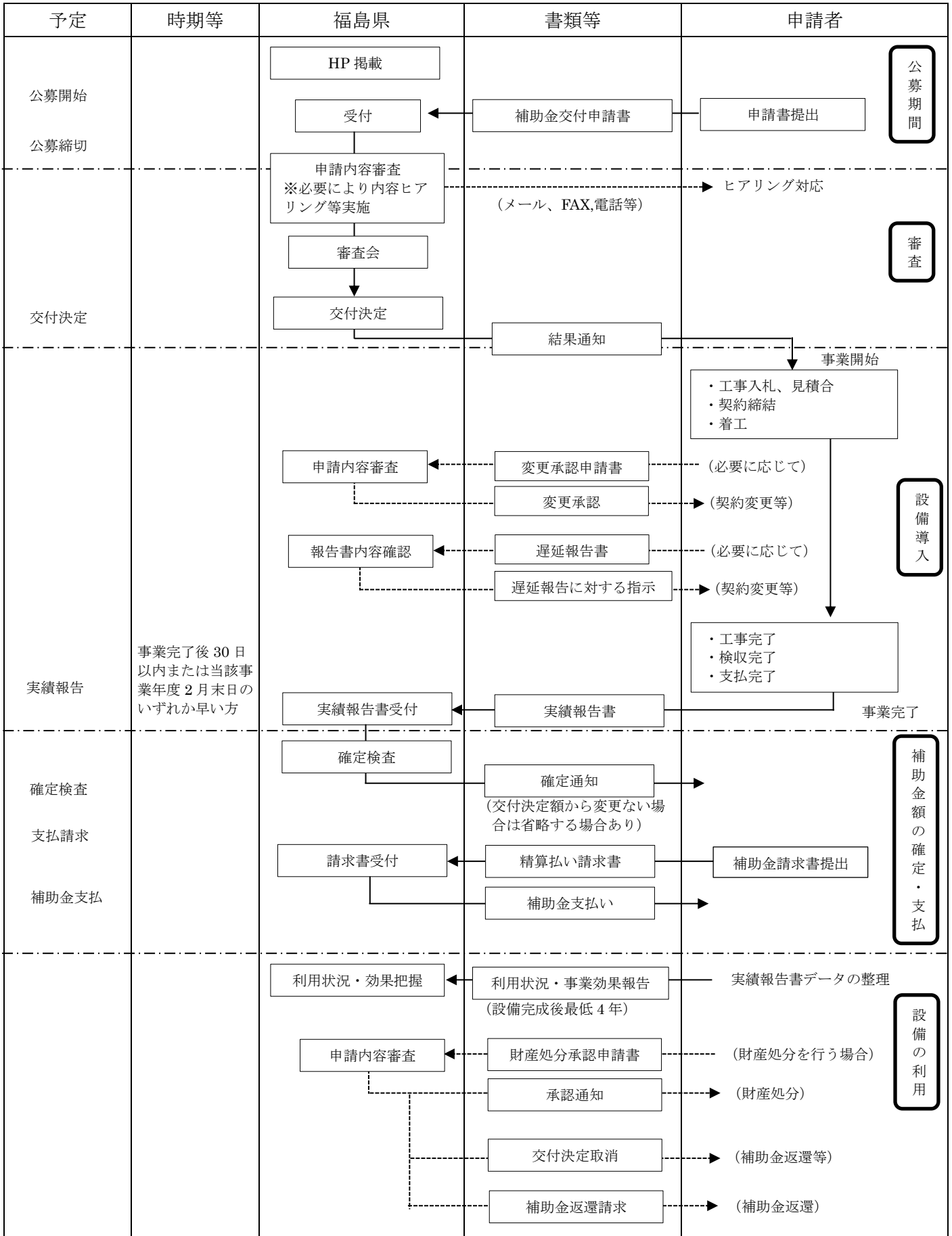
補助金の交付申請又は交付を受けられる皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し、補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は交付を受けられますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が福島県（以下「県」という。）に提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 特に、偽りその他の不正な手段により補助金を受給した疑いがある場合には、県として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）及び福島県情報公開条例平成12年3月24日福島県条例第5号）に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



公募期間

審査

設備導入

補助金額の確定・支払

設備の利用

公募期間及び書類提出先

1 公募期間

平成31年2月12日（火）～平成31年2月28日（木） 17:00（必着）

2 本件に関する問い合わせ及び書類提出の連絡窓口先等

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課

再生可能エネルギー導入支援事業（共用送電線）担当宛

E-mail: re_energy@pref.fukushima.lg.jp

注1：お問い合わせは、ホームページ内に備え付けの「質問フォーマット」に記入し、メールにてお願いいたします。

注2：本事業に関する電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねます。

3 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法：「持参」又は、書留による「郵送」等（配達記録付き）

(2) 提出期限：平成31年2月28日（木） 17:00（必着）

4 資料

下記のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

福島県エネルギー課 ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

目 次

1	事業概要	7
	(1) 本補助事業の背景と目的	7
	(2) 補助対象事業	7
	(3) 補助対象となる事業者	7
	(4) 補助対象となる事業スキーム	7
	(5) 補助対象経費	8
	(6) 補助対象経費算出の留意点について	8
	(7) 補助率	8
	(8) 事業期間	9
	(9) 規模要件	9
2	事業スキーム	10
3	予算	10
	(1) 公募予算額	10
4	実施方法	10
	(1) 交付の申請について	10
	(2) 交付の決定について	10
	(3) 公募結果の公表について	11
	(4) 補助事業の開始について	11
	(5) 補助事業の計画変更について	12
	(6) 補助事業の完了について	12
	(7) 実績報告及び額の確定について	12
	(8) 補助金の支払いについて	13
	(9) 取得財産の管理等について	13
	(10) 利用状況等の報告について	13
	(11) 罰則・加算金等について	14
5	審査	14
	(1) 審査方法	14
	(2) 審査項目	14
6	提出書類	16
7	関連資料	16

【提出書類チェックシート】

補助事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行って下さい。

- 1 本シートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。
- 2 チェックした資料を各2部（正副各1部）それぞれA4ファイルに綴じ、ページ又はインデックス等により仕切り、下表の様式等番号を転載して下さい（書類にはインデックスシール等を貼らないで下さい）。
- 3 本チェックシートも提出書類とともに提出して下さい（ファイルの先頭に綴じ込むこと）。

様式等番号	提出書類名	チェック
—	提出書類チェックシート(本表)	
要綱様式第1	補助金交付申請書【県交付要綱参照】	
別紙1	補助事業に要する経費の配分	
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	
別紙3	役員名簿	
要領様式第1	実施計画書【県実施要領参照】	
別紙4	事業経費の配分(単年度)及び(複数年度)	
別紙5	補助事業に要する経費及びその調達方法(全体事業に要する経費)	
別紙6	事業実施体制	
別紙7	事業実施予定スケジュール	
別紙8	確約書(※特定目的会社および有限責任事業組合からの申請の場合)	
添付資料1	申請者及び申請者に出資している法人等の定款(写し)、登記簿(履歴事項全部証明書)の原本)	
添付資料2	共用送電線ルート図	
添付資料3	共用送電線単線結線図	
添付資料4	共用送電線システム仕様、参考図面	
添付資料5	共用送電線収支計画	
添付資料6	関係者との協議状況を説明した資料	
添付資料7	送電事業の許可書もしくは許可取得することを説明した資料	
添付資料8	参考見積書等	
電子データ	申請様式書類の電子データ(CD:正のみ1枚)	

注1：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付して下さい。様式の指定が無い書類は任意様式とする。

1 事業概要

(1) 本補助事業の背景と目的

東日本大震災で大きな被害を受けた地域の経済活動を再生させるため、被災地においては、再生可能エネルギーを中核とした雇用創出に期待が寄せられているとともに、原子力災害の被災地においては、当面利用が困難となった土地等を使用した再生可能エネルギー事業を実施し、その収益を活用した復興支援事業が期待されています。

そのため、本補助金は、福島県内に本店又は本社を有する民間事業者（以下「補助事業者」という。）が、阿武隈山地や福島県沿岸部における再生可能エネルギー導入のための共用送電線（以下「共用送電線」という。）を整備する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助するものです。

当該地域における共用送電線を整備することで、発電設備の導入が進み、福島県の「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現を進めるとともに、発電事業による継続的な収益を復興支援事業に活用することで、地域の雇用創出やコミュニティの再建を図り、将来にわたる経済復興を支援することを目的としています。

(2) 補助対象事業

阿武隈山地や県沿岸部において、再生可能エネルギー導入のための共用送電線を整備する事業であって、後述する要件を満たす事業が補助の対象となります。

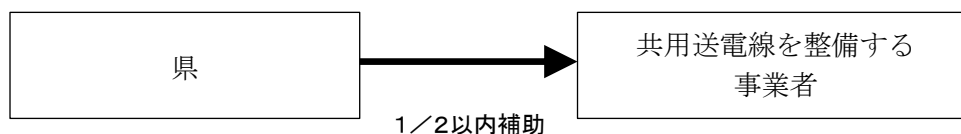
(3) 補助対象となる事業者

共用送電線を整備し、送電事業を行う福島県内に本店又は本社を有する民間事業者が補助対象事業者となります。

特定目的会社（SPC）および有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出して頂きます。

- ※1 代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。
- ※2 本県及び経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。
- ※3 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とします。
- ※4 送電事業については、申請者の責任により必要な時期までに許可を得ることとします。

(4) 補助対象となる事業スキーム



(5) 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は表1に示すとおりです。

表1 補助対象経費の範囲

ア 共用送電線

区分	内容	備考	補助率
(ア) 設計費	共用送電線整備事業に必要な機械装置等の設計費	・事前調査費等は補助対象外	1 / 2 以内
(イ) 設備費	共用送電線整備事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借料を除く。）	・土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外 ・中古品の設備導入については補助対象外	
(ウ) 工事費	共用送電線整備事業の実施に必要不可欠な送電線等の工事に必要な経費		
(エ) 人件費	共用送電線整備事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費		
(オ) 諸経費	共用送電線整備事業を行うために直接必要なその他経費		

(6) 補助対象経費算出の留意点について

ア 補助対象とならない費用

(ア) 補助金に消費税分は含まれません。

(イ) 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除していただきます（【関連資料2】参照）。

イ 他の制度との関係

(ア) 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めることはできません（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明出来るものを除く。）。

(7) 補助率

ア 補助率について

補助率は、対象経費の1 / 2以内

イ 補助金額について

補助金額は、予算の範囲内で、補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

(8) 事業期間

原則として補助対象期間は単年度とします。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が困難である確認できる事業については原則最大8年までを補助対象期間としますが、下記に御注意ください。

(複数年度事業の注意点)

- ア 複数年度実施する事業については、原則として年度毎に補助申請を行い、県の採択審査を受ける必要があること。
- イ 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること(原則、補助金額が0円という年度のある申請は認められない)。
- ウ 各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があること。
- エ 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではないこと。また、予算上やむを得ない場合には減額等する場合があること。
- オ 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還となること。

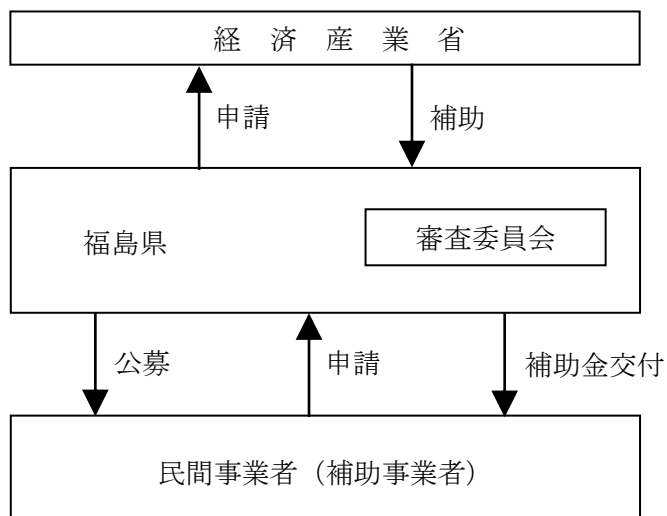
(9) 規模要件

次の表2に示す規模要件のいずれかの基準を満たすものであるか、またはそれらと同等の効果を有するものと証明できるものであることとします。

表2 規模要件

共用送電線	<ul style="list-style-type: none">・電圧 66kV以上・100MW以上の再生可能エネルギー発電設備を連系できる送電線であること。・電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業の用に供するものであること。
-------	--

2 事業スキーム



3 予算

(1) 公募予算額

76.8億円（平成31年度当初予算の成立を前提としております。）

4 実施方法

当該補助金の交付に関する交付の手続き等については、県交付要綱に基づき業務の適性かつ確実な処理を行っていただきます。従って、本事業の申請にあたっては、上記要綱をご熟読の上、申請してください。

(1) 交付の申請について

補助金を申請される事業者は、「6. 提出書類」で指定する様式を用いて、後掲する記入例に従い、申請書類一式を作成し、正、副各1部を下記に提出してください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課

再生可能エネルギー導入支援事業（共用送電線）担当宛

(2) 交付の決定について

県は、申請された事業について審査（注）を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、県交付要綱に従って交付決定通知書により申請者に通知します。

県からの連絡は、全て実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・F A

X番号、電子メール宛てに行います（なお、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります）。

注：補助事業の採否の決定にあたっては、「5 審査」に基づき審査を行います。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします（詳細は、「4（7）実績報告及び額の確定について」を参照）。

（3）公募結果の公表について

補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、採択された事業に関する情報（補助事業者の名称、事業計画名、事業期間、事業概要）等を県ホームページ上で公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法及び条例に基づく情報開示に準ずることとします。

また、当該補助金の交付決定等に関する情報（交付決定日、交付決定先、法人番号、交付決定額等）が国によりオープンデータとして公表される場合があります。

（4）補助事業の開始について

補助事業者は、交付決定通知を受けた日以降に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。（交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、補助対象外となります）。詳細は、以下のとおりです。

また、不明な点があれば、必ず事前に相談してください。

ア 業者選定、発注日、契約日は、交付決定通知を受けた日以降であること。

イ 原則として競争入札又は3社以上の見積もり合わせによって相手先を決定すること。

ウ 補助対象外部分の工事等に関する発注、契約等が発生する場合は、原則として補助対象部分と補助対象外部分を分離して発注、契約等を行うこと。工事等の契約・支払いにおいても、補助対象部分の工事等と、補助対象外部分の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるように処理すること。なお、補助対象外部分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること（補助対象経費に関する発注、契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります）。

エ 当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、当該年度の年度末まで（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

オ 契約にあたっては次の点に留意すること。

（ア） 補助事業者は契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

（イ） 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。

※ ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、福島県知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができるものとする。

※ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者については、経済産業省のHP「補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置」の掲載資料を確認すること。

(参考) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

※ 契約締結時には経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられておらず、契約締結後に補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられた場合は契約の解除等を行う必要はない。

(ウ) 補助事業者が規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とした場合、福島県知事から求められた必要な措置に応じること。

(エ) オ(ア)～(ウ)の項目は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じること。

※ 例えば、補助事業者から工事等を受注した元請け会社が下請けを行う場合、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を当該下請け会社としてはならない。下請け会社の下請け会社、再委託を受注した会社からの再々委託を受注した会社も同様の取扱となる。

(5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をする時は、事前に県の承認を受ける必要があります(県の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります)。補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、県の承認を受ける必要はありません。

また、補助対象経費の20%以内の増額または減額となる場合は県の承認を受ける必要はありません(ただし、交付決定金額が変更となる場合を除く)。

(6) 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、下記ア及びイをもって事業の完了とします。

ア 補助事業者における支出義務額の支出完了

イ 共用送電線の設置工事等の完了

補助事業者から工事請負業者等への代金の支払方法は、原則金融機関の振込により行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに県に連絡してください。

(7) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は当該年

度2月末日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。

県は、実績報告書を受理した時は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）等により、その報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者へ用意していただく書類は、県が交付決定後に別途指示します。

自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます。（【関連資料2】を参照のこと）

（8）補助金の支払いについて

補助事業者は、県の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

（9）取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳（様式第15）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、福島県知事が別に定める期間（関連資料1参照）中に取得財産等を処分〔補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）〕に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

したがって、補助事業者において、取得財産等を法定耐用年数期間内に上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前にあらかじめ「財産処分承認申請書」を提出してください（県の承認を受けずに取得財産等を処分した場合は、補助金の返還及び交付決定の取消となる場合があります）。

（10）利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業により整備した共用送電線の利用状況報告を行っていただきます。報告内容は、「イ 提出データ」のとおりです。

「利用状況報告」を提出していただけない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがあります。

ア 利用状況報告のデータ収集期間、提出時期

（ア）利用状況報告のデータ収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月からとし、報告は最低4年間（最低48カ月間）行っていただくこととします。

a 1年目：設備完成後の補助金支払いがあった翌月から3月末日まで

- b 2年目以降：4月1日から3月末日まで
- (イ) 提出方法については、毎年5月頃に県から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式(エクセル形式)と共に電子メールで送付します。
- (ウ) 利用状況報告は月単位の集計データとなります。
- (エ) 必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。

イ 提出データ

- (ア) 接続している発電設備数及び接続している発電設備の容量
- (イ) 送電電力量(kWh)
- (ウ) 管理・点検等実施状況

(11) 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、実施細則及び交付決定に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置を講じる場合があることに留意してください。

- ア 交付決定の取消及び補助金の返還並びに加算金及び延滞金の納付。
- イ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用。
- ウ 相当の期間、新たな補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- エ 県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- オ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

5 審査

(1) 審査方法

県は、提出された事業内容等について、以下の審査項目に従って審査を行います(必要に応じてヒアリングを実施)。さらに、県の設置した審査委員会の審査結果を踏まえ採択者を決定します。

(2) 審査項目

審査は次の審査項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 共用送電線の整備計画

- (ア) 整備する共用送電線が阿武隈山地や福島県沿岸部において複数の再生可能エネルギーが接続できる計画となっているか。
- (イ) 整備する共用送電線が実現可能性のある提案となっているか。
- (ウ) 信頼性、経済性の面からも優れた共用送電線整備計画となっているか。

- (エ) 補助事業者の実施体制は整備されているか。
- (オ) 事業化計画を支えるに必要な的確な資金計画を立案しているか。また、その的確な実行が可能な能力を有しているか。
- イ 共用送電線の整備スケジュール
 - (ア) 整備スケジュールは妥当な計画となっているか。
- ウ 共用送電線の管理・運営計画
 - (ア) 的確な収支計画となっているか。
 - (イ) 補助事業終了後も送電線運営事業を的確に継続できる事業計画・事業体制となっているか。
- オ 土地所有者及び地元市町村などの関係機関との協議状況
 - (ア) 土地所有者および地元市町村などの関係機関との協議を踏まえた計画となっているか。
 - (イ) 送電事業の許可を得ている又はその見込みがあるか。
 - (ウ) その他必要な許認可等を取得する見込みがあるか。
- カ 補助事業の内容が県交付要綱、県実施要領、公募要領の要件を満たしていること

6 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正、副各1部）提出して下さい。

(1) 補助金交付申請書

- ア 補助金交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【要綱様式第1】
- イ 補助事業に要する経費の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙1】
- ウ 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額・・・・・・・・・・【別紙2】
- エ 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙3】

(2) 実施計画書 【要領様式第1】

- 共用送電線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【要領様式第1】

(3) 実施計画書の添付書類

- ア 事業経費の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙4-1】、【別紙4-2】
- イ 補助事業に要する経費及びその調達方法・・・・・・・・・・【別紙5-1】
- ウ 事業実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙6】
- エ 事業実施予定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙7】
- オ 確約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙8】

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

7 関連資料

【関連資料1】 財産処分制限期間について

【関連資料2】 補助事業における利益等排除について

【関連資料3】 提出書類の作成イメージ

【関連資料1】

財産処分制限期間について

補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。

財産処分制限期間 一覧

送電用構築物	25年
--------	-----

【関連資料2】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が補助事業者自身から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

【関連資料3】

提出書類の作成イメージ（書類は2穴の穴をあけ、紙ファイルに綴じてください）

- ・ 提出ファイルの綴じ方

